

議案第 63 号

里庄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

里庄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 29 年 12 月 4 日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

町が処理する一般廃棄物のうち、燃えるごみ及び燃えないごみを指定ごみ袋に入れて排出し、並びに家庭から排出する粗大ごみの収集を町のごみ収集委託業者へ依頼する場合に支払うべき一般廃棄物処理手数料について規定する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

里庄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成7年里庄町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「前各号」を「前各項」に改める。

第9条第2項中「第6号」を「第5号」に改める。

第12条第3項中「第2項」を「前項」に改める。

第13条第2項中「前各号」を「前項」に改める。

第27条を第28条とし、第24条から第26条までを1条ずつ繰り下げる。

第23条中「ときは、」の次に「第18条及び」を加え、「減免」を「減額し、又は免除」に改め、同条を第24条とする。

第22条の2中「第18条」を「第19条」に、「第22条」を「前条」に改め、同条を第23条の2とする。

第22条中「第18条」を「第19条」に、「みなす」を「みなす。」に改め、同条を第23条とし、第21条を第22条とし、第20条を第21条とする。

第19条第2項第2号中「取消され」を「取り消され」に、「取り消し」を「取消し」に改め、同条を第20条とする。

第18条第2項第4号中「チ」を「ヌ」に改め、同条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

（一般廃棄物処理手数料等）

第18条 町長は、別表に定める一般廃棄物処理手数料を徴収する。

2 町長は、前項に規定する一般廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した者に、指定ごみ袋又は粗大ごみ処理券を交付する。

3 占有者は、第10条第1項の規定に基づき町が処理する一般廃棄物のうち、燃えるごみ及び燃えないごみを排出しようとするときは、前項に規定する指定ごみ袋を用いなければならない。ただし、指定ごみ袋に入れることができないごみ（以下「粗大ごみ」という。）を排出しようとするときは、粗大ごみ処理券を用いるものとする。

4 占有者は、家庭から粗大ごみを排出する場合は、規則で定めるところにより、所定の場所へ持ち出さなければならない。

5 一般廃棄物処理手数料の徴収及び指定ごみ袋又は粗大ごみ処理券の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第18条関係）

一般廃棄物処理手数料

区分	処理手数料
燃えるごみ	指定ごみ袋45リットル用10枚につき225円
	指定ごみ袋30リットル用10枚につき150円
	指定ごみ袋20リットル用10枚につき100円
燃えないごみ	指定ごみ袋30リットル用10枚につき150円
	指定ごみ袋20リットル用10枚につき100円
粗大ごみ	5,000円以内で品目別に規則で定める額

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(準備行為)
- 2 この条例による改正後の里庄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「新条例」という。）第18条及び別表の規定による処理手数料の徴収その他新条例を施行するために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。